HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	企業倫理における企業の道徳的責任の問題 : 推論主義に基づく企業の道徳的行為者性の検討 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	西本, 優樹
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第15529号
Issue Date	2023-03-23
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89462
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yuki_Nishimoto_review.pdf (審査の要旨)

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）　　　　氏名：西本　優樹

	主査	教　授	藏田　伸雄
審査委員	副査	准教授	宮園　健吾
	副査	教　授	小田　博志
	副査	准教授	川瀬　和也（宮崎公立大学）

学位論文題名

企業倫理における企業の道徳的責任の問題
―推論主義に基づく企業の道徳的行為者性の検討―

・当該研究領域における本論文の研究成果

企業に道徳的行為者性を認めて「企業全体の責任」を問うことができるのか、あるいは責任を問うことができるのは企業の構成員である個々の経営者や従業員だけなのか、という問題は企業倫理における最も重要な問題の一つである。企業の道徳的行為者性について議論する上では、企業に道徳責任を帰するような発言が一般的になされる一方で、行為者性を帰属させるために必要な意図や意識・志向性といったものを企業に帰することができないため、企業の道徳的行為者性は個人の道徳的行為者後者性に還元するべきであるとも主張されてきた。本論文の研究成果は言語哲学における推論主義を導入することによって、企業の道徳的行為者性を立証するための枠組みを提示することにより、この問題を解決することを可能にしたことである。

従来の企業の道徳的行為者性の問題は、個人が道徳的行為者であると言われる場合の特徴である意図や志向性といった特徴を抽出した上で、それを企業に見出すことができるかどうかをめぐって論じられてきた。しかし本論文では推論主義を用いることによって、意図や志向性、あるいは身体に基づく議論とは別の議論の枠組みを提示することを試みている。推論主義を組織に適用することによって、組織の行為者性について論じることが可能なのではないかということはすでに海外の他の論者によって示唆されてはいたが、推論主義を企業の道徳的行為者性を立証するために用いたのは本論文が初めてである。推論主義を事故分析などの企業倫理に関する議論に導入することは世界的にもなされていないため、本論文の成果は画期的なものであると言ってよい。

さらに本論文はギルバートやブラットマンといった、行為の哲学における「共同行為論」の代表的な論者による、関連する問題についての論文を詳細に検討し、それらとの対比のもとで推論主義の有効性を明らかにしている。これも本論文の重要な成果の一つである。

本論文は哲学的企業倫理における新たな分析枠組みを提示しただけでなく、事故の原因分析、さらに企業による事故後の対応などの具体的な実践の場面でも有効な枠組みを提示している。言語実践に基づく企業倫理の枠組みを提示したことによって、企業による事故の被害者と企業との間の対話のための理論的基盤を与えたことも本論文の重要な成果の一つである。

さらに本論文の第Ⅱ部では、企業に属する個人（特に経営者や重役）の道徳的責任についても論じられ、「個人的に反対しながらも組織としてはやらざるを得なかった」といった事例における、個人責任の所在についての分析も行われている。

また企業倫理に限らず、推論主義を応用倫理学の諸分野に導入することは世界的に見てもほとんどなされておらず、本論文はその点でも嚆矢となるものである。

・学位授与に関する委員会の所見

上記のように本論文の研究成果は極めて重要なものであるが、本論文に対しては、審査委員からいくつかの疑問が呈された。

まず用いられている事例(JR 西日本事故、スペースシャトルチャレンジャー号事故)選択の妥当性等についての質問があった。さらに本論文では心理主義の代表的な立場とされているサールの哲学よりも推論主義の方が有効であるとされているが、その主張の根拠が十分に説明されていないのではないかという疑問も示された。また本論文中では企業が「言語から独立した世界との交渉をもたない行為者」として捉えられているが、そのような存在者をブランダムは言説的実践の主体として認めているのか、といった疑問も出された。さらに本論文では言語実践の規範的関係の中から非言語的な世界への言語退出が可能であるのは経営者や従業員のみであり、企業にはそれは不可能であるとされているが、企業も言語退出が可能なのではないか、という疑義も出された。またチャレンジャー事故の分析における技術者の決定への参与に関する記述や、リスト&ペディットのジレンマを用いたチャレンジャー事故の分析についての問題点も指摘された。

しかし上記のいずれの問いに対しても、口述試験の際に西本氏から詳細な返答がなされ、指摘された問題点に対しても修正案が提示された。

本論文に対して様々な疑問が生じるのは本論文の議論喚起力の大きさによるものである。推論主義を用いて企業倫理について議論するという本研究の方法論は、今後の企業倫理に関する議論の中で広く用いられる可能性があり、本論文がその際に参照される重要な文献の一つとなることは間違いないと言ってよい。本論文審査委員会は本論文を高く評価し、以上の審査結果に基づいて本論文は博士(文学)の学位を授与するにふさわしいと全員一致で判断した。